

令和7年 第2回教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和7年2月28日（金） 13時30分から15時45分

2 会 場 教育委員会 会議室

3 出席者 坂本教育長・萩原教育長職務代理者

頭島委員・米澤委員

教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）

参事（生涯学習担当）・管理課長・学校教育課長・

体育振興課長・人権教育推進室長

教育長： 定刻が参りましたので、ただ今より令和7年第2回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日は、小西委員が所用で欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数を満たしております。

教育長： 議事録署名委員の指名を行います。頭島委員にお願いします。

教育長： 事務局 出席職員の報告をお願いします。

管理課長： 本日、両教育次長、教育委員会参事、各課長、書記として管理課副主幹が出席しております。以上です。

教育長： 経過報告をさせていただきます。まず、教育次長 管理担当 お願いします。

教育次長： それでは、私から所管いたします管理課、生涯学習課、体育振興課に（管理担当）おけます令和7年2月1日から2月27日までの主な内容について、ご説明させていただきます。

（経過報告に基づき以下の事業について概要説明）

- 2/2 兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会
- 2/3 北海道歌旅座「ザ☆コンサート2025」
- 2/7 社会教育委員会議
- 2/8 なぎさ寄席
- 2/12 第5回矢野小学校小規模特認校準備委員会
- 2/14 総務文教常任委員会
- 2/15 金ヶ崎学園大学学園祭
- 2/17 定期監査
- 2/20 第6回矢野小学校小規模特認校準備委員会
- 2/22 プログラミング体験会
- 2/23 小柳ゆきLive 2025
- 2/24 相生市体育協会50周年記念事業

教育長： 続いて、教育次長 指導担当 お願いします。

教育次長： 私からは、学校教育課、人権教育推進室関連の経過報告をいたします。（指導担当）

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 2/5 相生市議会人権研修会
- 2/6 相生市初任者研修会
地産地消料理教室(矢中)
- 2/10 校長面談(那中校区)
- 2/12 校長面談(双中校区)
第9回人権教育推進委員研修会
- 2/17 校長面談(矢中校区)
公立高校推薦入試
- 2/20 相生市いじめ防止対策検証委員会
- 2/21 公立高校推薦入試合否発表
- 2/26 地産地消料理教室(那中～27日)
部活動地域移行推進協議会
- 2/27 第2回不登校対策協議会

教育長 : 説明は終わりました。その他、追加の説明はありますか。

管理課長 : ございません。

教育長 : 経過報告全体にわたって、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、経過報告を了承願います。

教育長 : 議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(2) 報告事項 エ 報告第5号 及び オ 報告第6号 については、同条 第5号「教育に関する歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出に関する事件」に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、報告第5号及び第6号を非公開と決定いたします。

教育長 : 議事に入ります。(1) 報告事項 ア 報告第2号「公文書の公開請求について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 知る権利を目的として、令和7年2月3日付けで、令和2年第13回教育委員会定例会提出議案書について公文書公開請求があり、個人氏名等を除いて部分公開とした。

相生市情報公開条例第12条に定める期日までに決定し回答する必要があったことから、教育長が臨時に代決し2月7日付けで通知した旨を報告。

教育長： 説明は終わりましたが、本件について何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、報告第2号については報告を了承いただけたものといたします。

教育長： 次に、イ 報告第3号「相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）の策定に伴う意見に対する市の考え方について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 令和6年10月15日付で市長より「相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）」について意見聴取があり、教育委員会にて審議後、意見を付して令和6年12月17日付で市長へ回答した意見に対し、市より回答があったもの報告。

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長： 教育委員会で検討いただいた意見を市へ返して、それに対する市としての検討結果が返ってきたということです。あおば幼稚園の利活用を考えましたが、元々のあり方に示されている場所が最適ということです。

これからこのあり方を進めていくにあたって、教育委員会として、関係者に説明をしていくことが出てくると思います。

教育長： それでは、質疑はないようですので、報告第3号については報告を了承いただけたものといたします。

教育長： 次に、ウ 報告第4号「相生市立矢野小学校小規模特認校準備委員会からの小規模特認校実施に係る協議結果について」事務局より説明をお願いします。

管理課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 令和6年11月に設置した矢野小学校小規模特認校準備委員会より、矢野小学校が小規模特認校制度を開始するにあたっての取組みについての実施方針がまとめられ、提出があった旨報告

委員： 取組期間の5年間で、複式学級が解消されない場合はどうなりますか。

管理課長： 今回の第2次適正配置計画では、目指す姿として「複式学級の解消」を目標として掲げております。地域協議会で話が出たとおり、存続の道としては小規模特認校しかないとして選択しましたので、もしこのことが地域や保護者として難しいということであれば、次の選択としては、統合を検討することになるかと考えております。

5年後には、次期計画の検討期間に入りますので、そこで次に矢野小学校をどうしていくか選択になってくると思います。

教育長： 矢野小学校のことをよくご存じの委員は、何かご意見ございますか。

委員： 以前も「矢野小の特色を活かした学校経営をしたい」ということで、大きなスローガンとして、「人との触れ合い、自然との触れ合い、地域との触れ合い」を掲げて学校運営をしていました。自然については、私の趣味的なところもありましたが、今もそういった自然観察が続いているようなことを聞いていますので、やはり継続することは必要だと思います。人数は少ないですが、学力はどこにも負けていないし、本当に地域の皆様が協力的で、その「地域に学校が育てられている」という意識がありましたので、この実施方針に書いてあるように、そういった特色を存分に活かしていただいて、ぜひ良い方向へ進んで欲しいと思っております。

子どもたちは市外からも集められるのですか。市内だけでしょうか。

管理課長： 今回の小規模特認校制度では、市内のみで、市外からは利用できないかたちになります。

教育長： 区域外就学といって、要件を満たせば市外からでも就学を認める制度がありますが、その制度との関係はどうなりますか。

教育次長： DV対応などの特別な事情により区域外就学は認められますが、単に小（指導担当）規模特認校を希望するという理由だけでは、市外からの就学を認めることはできないと考えられます。

委員：市内で別の学校へ通学している児童であれば、「矢野小学校で勉強したい」という理由だけで通学できますか。

教育長：市内の児童であれば、面談などを行って就学することができます。

教育長：それでは外に質疑がなければ、報告第4号については報告を了承いただいたものといたします。

続いて、エ 報告第5号「令和6年度教育費補正予算（3月）（案）」について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長：次に、オ 報告第6号「令和7年度教育費当初予算（案）」について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長：それでは、ここで暫時休憩とします。

【 暫時休憩 】

教育長：休憩を解き、会議を再開します。

（2）議決事項 ア 議第3号「相生市立小学校小規模特認校制度実施要綱の制定について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨／ 少人数による特色ある教育を推進している小規模校に、一定の条件を付して相生市立学校校区規則第2条に規定する校区以外からの就学を認める小規模特認校制度実施に関する要綱を議案提出。

教育長：説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、議第3号について原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長：次に、イ 議第4号「第5次相生市子ども読書活動推進計画（案）」の策定について事務局より説明をお願いします。

参事：
(生涯学習担当) (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨／ 第5次相生市子ども読書活動推進計画の策定についての議案提出

教育長： 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

委員： 84ページ「主な取り組み」の中「GIGAスクール構想による1人1台端末を活用した読書活動の推進」とありますが、最近では学校現場にデジタル教科書も入ってきています。1人1台端末が入って数年経ちますが、それでの読書活動の推進はどういうことを考えていますか。

参事： これから学校教育課とも協議しながら、推進していきますが、図書館(生涯学習担当)でも、デジタル図書が検討されておりますので、紙媒体ではなく、1人1台端末の中でデジタル図書を活用した活動も考えております。

教育長： この第5次読書活動推進計画を推進する中で、69ページから71ページにある「相生市の子どもの読書活動の現状」の実態が改善していくようにしないといけません。ここからの変化を見ながら良い方へ進めていかないといけないと思いますが、この計画が策定されたこと、この計画自体をどのように関係者や多くの人に伝えていきますか。

参事： ご承認いただきましたら、最終的には相生市のホームページ、また市(生涯学習担当)立図書館のホームページに掲載するとともに、関係機関、学校、園所、ボランティア団体、各公民館に配布して啓発します。

教育長： 策定したものが実行されるように、関係者や多くの人の手にとってもらって、自分たちの役割を果たしてもらわないといけないので、普及をお願いしたいと思います。

教育長： よろしいでしょうか、それでは、議第4号について原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長： 次に(3)その他に移ります。ア「令和7年1月分学校事故発生状況報告」イ「不登校等の状況報告」ウ「小中学校におけるいじめの現状報告」をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長　：　続きまして、エ「令和7年3月分行事予定報告」をお願いします。

【非公開事件】

教育長　：　次に、オ「その他」について、事務局 何かありますか。

管理課長：　（配付資料の確認）

教育長　：　よろしいでしょうか。事務局ほかにありますか。

この際、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

教育長　：　特にないようであれば、令和7年第2回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

15：45　終了